

令和元年12月20日

財政援助団体等監査結果報告

[神戸市造園協力会・神戸市公園緑化協会グループ]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸市造園協力会・神戸市公園緑化協会グループ（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理（相樂園）に係る出納及びその他の事務で、主として平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和元年9月13日～令和元年12月20日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 相樂園

本市公園のうち、唯一の近代日本式庭園であり、地域、ひいては市民の文化的な核をめざす。

所在地 神戸市中央区中山手通5丁目3番1号

施設概要 面積 1.9ha（うち管理対象面積1.4ha）

内容 記念石、池、滝、大灯籠、蘇鉄林、楠、築山、茶室（浣心亭）、管理事務所、
詰所、ガス灯、表門等

開館時間 9時～17時

入園料 15歳以上のもの（中学生を除く） 300円

小学生及び中学生 150円

15人以上100人未満の団体 個人利用の1割引

100人以上300人未満の団体 個人利用の2割引

300人以上の団体 個人利用の3割引

施設開設年月日 昭和16年11月

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 神戸市造園協力会・神戸市公園緑化協会グループ

代表者 一般社団法人神戸市造園協力会

（その他の構成員）

公益財団法人神戸市公園緑化協会

② 選定理由

指定管理者は、同園を長年に渡り専門性をもって管理運営に携わり、良好な園地管理に努めてきており、今後も良好な管理運営を行うことが期待できるため、市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」における「専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」として、非公募選定された。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の運営管理、利用の許可及びその制限、使用料の徴収及び減免、行為の許可、公園の企画調整及び利用活性化等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目	平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
入 園 者 数	104,109人	96,466人	7,643人	7.9
う ち 有 料 利 用 者 数	52,439人	46,846人	5,593人	11.9
(目 標 入 場 者 数)	(78,000人)	(80,000人)	(△2,000人)	△2.5

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円)

	平 成 30 年 度	平 成 29 年 度	対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	39,972	40,832	△ 860	△ 2.1

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成30年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、AAA(運営内容が目標や計画、過去実績等を大幅に上回っている)となっており、その所見は、植物管理では専門的組織が管理する利点を活かした管理方法を検討及び採用し、また、重要文化財建造物や茶室を活用したイベントなどの提案内容を着実に実施した結果、目標を上回っていることは評価できるなどとなっている。

5 監査の結果

相楽園の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

① 物品の管理を適正に行うべきもの

指定管理基本協定書によると、指定期間中に指定管理料で購入した管理備品のうち、施設利用もしくは管理の目的物となるものの帰属は神戸市、一般事務に資する事務用品等の帰属は指定管理者となっている。

また、管理運営業務仕様書によれば、神戸市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理するとし、物品会計規則では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利のようにしなければならない。」と定めている。

しかし、指定管理施設では、神戸市に帰属する備品について、管理簿に記載されているが、備品番号票等で明示されておらず、帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。

備品を容易に特定するため、帳簿との対照に便利になるよう、神戸市物品会計規則等に基づき、備品番号票等で明示し、管理を行うべきである。

また、本市所管局は、神戸市物品会計規則等に基づき、適正に物品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。

(平成 30 年度購入備品：抜粋)

品 名	購入年月日	取得価格
物 置	H30. 10. 29	¥230, 000-
物 置	H30. 10. 29	¥220, 000-
物 置	H30. 10. 29	¥220, 000-

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は，原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は，百分率で表示し，小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は，次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが，単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は，零を含む。
 - 「－」 ----- 該当数値なし，算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。